

— 一般質問通告書 No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成27年2月19日

議席番号 18番

東村山市議会議長 様

質問者 伊藤真一

記

| 番号 | 質問の項目と要旨 |
|----|---|
| I | <p>公営住宅における高齢者、障がい者の緊急時の対応について</p> <p>東村山市は都営住宅、市営住宅、UR賃貸住宅などの公営住宅が多い街です。最近、高齢者などの一人暮らしも少なくなく、災害時はもとより平常時においても安否の確認などの重要性が指摘されています。配達された新聞などがそのままになっているなど、異状が考えられる時、近隣住民などの協力も大きな力となります。住民等から異状が通報された場合、JKKや市の福祉関係所管はどのように連携し対応することになっているのでしょうか。現行のルールを確認し、援護を必要とされる市民の生命を守る上での課題を検証します。</p> |
| | <p>※次の1から3までの質問について、以下の3公営住宅ごとにご回答願いたい。</p> <p>① 都営住宅 (東京都住宅供給公社)</p> <p>② UR賃貸住宅 (都市再生機構)</p> <p>③ 市営住宅 (市、管財課)</p> <p>1. 各住宅のマスター鍵の管理はどうなっているのか。</p> <p>2. 親族等がない、あるいは連絡が取れない住民の場合、どのように対応するのか。</p> <p>3. 緊急時の各公営住宅管理部門と市・福祉所管の連携、対応手順につき説明願いたい。</p> <p>4. 緊急時に部屋に入室する場合の法的権限と、消防・警察の関わりについて伺う。</p> <p>5. このような場合に民生委員に期待される役割について伺う。</p> <p>6. 援護を必要とする住民の生命を守るため、一刻も早い確認や救助が必要となるが、プライバシー保護と人命救助をどう両立させているか、課題と合わせてお聞きする。</p> |

議席番号 22番

質問者 伊藤真一

| 番号 | 質問の項目と要旨 |
|----|---|
| II | <p>「東村山市 いじめ防止等のための基本的な方針」について</p> <p>大津市での中学生の自殺事件を機に、学校等でのいじめ問題が国民的な課題と認識され、いじめ防止対策法が施行されて1年半が経過しました。市議会にも条例の制定などを求める陳情が出されるなど、市民の問題意識も高まっています。教育委員会は昨年8月、「東村山市 いじめ防止等のための基本的な方針」を策定し、独自の方針に基づきいじめの根絶を目指しています。生活文教委員会での質疑や、他の自治体の取り組み状況との比較を通し、この方針について確認いたします。</p> |
| | <p>1. 教育学、心理学の上から、いじめとは何か、教育長のお考えを以下お尋ねする。</p> <p>① 他人をいじめる心理は、どのような背景で起きてくるものと考えるか。</p> <p>② いじめはいじめられる側にも問題があるのか。</p> <p>③ いじめ問題を完全になくすことは理想であり、無理なのか。</p> <p>2. 「基本的な方針」に基づく各学校の取り組み</p> <p>① 学校いじめ防止基本方針を各校で独自に制定する意義は何か。</p> <p>② 学校いじめ対策委員会は、具体的にどんな活動を行いどんな効果を挙げているか。</p> <p>③ 生徒・児童の自主的、積極的な取り組みに効果が期待されるがいかがか。</p> <p>④ 昨年8月、「基本的な方針」の策定によって、当市のいじめ防止対策はどう強化されたのか。具体的な例をあげて説明願いたい。</p> <p>3. 学校生活指導連絡協議会について</p> <p>① 構成メンバーとその期待される役割は何か。</p> <p>② 設置によって、どのような効果があがっているのか。</p> <p>③ 未然防止が主な設置意義と認識するが、重大事態発生時に果たす役割は何か。</p> |

議席番号 22番
 質問者 伊藤真一

| 番号 | 質問の項目と要旨 |
|----|--|
| | 4 いわゆる「いじめ問題対策連絡協議会」設置の必要性の是非 |
| | ① 問題解決への迅速性の面から設置については消極的だが、常設としている自治体もある。専門家を含む多くの外部職者の考えは、必ずしも必要としていないということか。 |
| | ② 基本的な方針に定める「いじめ問題調査委員会」と「いじめ問題対策連絡協議会」はどのように違うのか。重大事態発生への対応の違いから説明を願いたい。 |
| | ③ 「学校生活指導連絡協議会」と「いじめ問題対策連絡協議会」の設置目的について、共通する部分と相違する部分について説明を願いたい。 |
| | ④ それぞれの構成メンバーなどからして、教育委員会から見て部外な識者が問題解決に関与することに、やや消極的なイメージを感じるがいかがか。 |
| | ⑤ 「方針」第2具体的な取組 (2) ④重大事態発生時 に定める、市長が定める別の調査組織とは何か。いじめ問題対策連絡協議会との違いを明確にしてご答弁願う。 |
| | ⑥ 渡部市長在任中に、ここでいう「別の調査組織」の設置を必要とするような事案が当市において起きていたか、市長のご認識をうかがう。 |
| | |
| | 5. いじめ問題の未然防止への市民のかかわり方について |
| | ① 「いじめ問題への取り組みを市民に開かれた形で進めるよう求める陳情」が採択された。議会のこの判断をどのように受け止めているか。 |
| | ② 教育長は、「基本的な方針」の策定にあたり、「オール東村山(社会総がかり)」で取り組むことを述べているが、方針策定の前後において、何が変わったのか、あるいは、どう変えようとしているのか。学校関係者、教育委員会関係者以外のいじめ問題へのかかわりについて、教育長のお考えを伺う。 |
| | ③ 教育行政が政治に影響されるべきではない原則と、いじめ問題の未然防止や重大事態の対応についての首長の立場について、市長のお考えを伺う。 |